

一般貨物自動車運送事業者 各位

福岡運輸支局 輸送部門

## 標準的な運賃、働き方改革関連法に関する説明会の開催について

平素より国土交通行政にご理解、ご協力賜り誠に感謝申し上げます。

昨年、運転者の労働条件の改善等を図る観点から貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律が制定され、「標準的な運賃の告示制度」が設けられたところです。

この「標準的な運賃の告示制度」は、一般的にトラック運送事業者の荷主に対する交渉力が弱いことや、令和6年度から年間960時間の時間外労働の限度時間の設定がされること等を踏まえ、運転者の労働条件を改善し、トラック運送業がその機能を継続的に維持していくに当たっては、法令を遵守して運営を行っていく際の参考となる運賃を示すことが効果的との趣旨により設けられたものです。

この「標準的な運賃」については、令和2年4月24日付け国土交通省告示第575号で告示が行われたところですが、今回、本告示の制度についての説明会を下記のとおり行うこととなりました。

なお、今回は福岡労働局にもご協力をいただき、働き方改革関連法に関する説明を行っていただきます。

つきましては、聴講ご希望の方は別紙参加申込書により申し込みいただきますようお願いいたします。

### 記

開催日時：令和2年11月12日（木） 13：30～16：00  
（12：30受付開始）

開催場所：福岡市東市民センター（なみきスクエア） なみきホール  
福岡市東区千早4丁目21番45号（千早駅西口そば）

説明内容：標準的な運賃について（九州運輸局福岡運輸支局）  
働き方改革関連法について（福岡労働局福岡東労働基準監督署）

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、以下にご協力ください。

- ・当日発熱（37.5℃以上）や風邪の症状がある場合は聴講をご遠慮ください。
- ・マスクの着用、咳エチケットの遵守をお願いします。
- ・出入口にアルコール消毒液を設置しますので、手指の消毒をお願いします。

# 参加申込書

事業者名	
連絡担当者	
電話番号	
FAX番号	
参加希望者①	氏名：
参加希望者②	氏名：
参加希望者③	氏名：

ご記入の上、福岡運輸支局輸送部門へFAX（092-673-1197）もしくは郵送にてお送りください。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場の入場者数に制限がされております。原則先着順で受付いたしますが、参加希望者が多い場合は複数名での参加をご遠慮いただく場合もありますのでご了承ください。

## 【連絡先】

福岡運輸支局輸送部門 担当：秋月  
福岡市東区千早3丁目10-40  
TEL：092-673-1191  
(ガイダンス2番)  
FAX：092-673-1197

## 会場案内図



住所：福岡市東区千早4丁目21番45号

電車でのアクセス：JR 鹿児島本線「千早駅」 下車 徒歩約1分

西鉄貝塚線「千早駅」 下車 徒歩約1分

バスでのアクセス：西鉄バス「千早駅」バス停 下車 徒歩約1分

(系統番号 1,2,3,4)

※駐車場の台数に限りがありますので、出来る限り公共交通機関での来場をお願いします。